

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

特17

学 校 名	福岡県立久留米聴覚特別支援学校
課程又は教育部門	聴覚障がい

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法第2条」

- いじめが全ての幼児児童生徒に関係する問題であることを鑑み、幼児児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目標とする。
- いじめの防止等のための対策は、全ての幼児児童生徒がいじめを行わず、また、他の幼児児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが幼児児童生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを目標とする。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた幼児児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の連携の下、いじめの問題を克服することを目標とする。

本校は、聴覚障がい教育を専門とする特別支援学校であり、少人数指導体制の中、個に応じたきめ細やかな指導を行っている。全職員が学部を越えて全ての幼児児童生徒を知っており、職員間での幼児児童生徒に関する情報交換が日常的に行われている。また、保護者や地域との連携にも取り組んでいるという基盤がある。しかし、一方が伝えたつもりでも他方には伝わっていなかったり、誤解が生じてしまったりする等、コミュニケーションの不十分さを抱えている聴覚障がい者特有の課題もある。いじめ防止等の対策にあたっては、それらの特徴を踏まえたうえで、学校・保護者・地域のネットワークを積極的に活用することで、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめが起きた際の対処を迅速に行い、上記の目標達成を目指す。

その際、ポジティブなプラス思考の取組を重視する。職員間で何でも相談できる情報共有の場を積極的に作っていくことで、意思疎通がスムーズになり、子供たちのいじめの未然予防、早期発見、早期対応に繋がるはずである。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての幼児児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

【幼児児童生徒に対する取組】

○日常の学習活動における幼児児童生徒への指導

コミュニケーション上の誤解や不適切な言葉遣いなど、トラブルに発展する可能性のある状況があれば、見逃さず、一つ一つ指導する。その際には、幼児児童生徒の良さを引き出すプラスの視点に立って指導を行う。また、その指導内容については、職員間で情報を共有する（※）ことで、学校全体としての見守り体制を充実させる。

（※）校務用パソコンネットワーク内に全職員が共有できる幼児児童生徒に関する記録ファイルを作成しておき、そこに記録していくことで、会議を待たず、逐次確認できるようにしておく。

○授業規律づくり・分かる授業の展開

幼児児童生徒にとって、学校における時間の大半は授業の時間である。「全ての生徒指導は授業から」と言われるように、幼児児童生徒にとって学習内容を確実に習得していくことが心の安定に直結すると考え、授業規律を確立させ「分かる授業」を目指す。

○言語指導の充実

聴覚障がいや有する幼児児童生徒は、聴者に比べ言葉の獲得に困難が伴うことから、感情の分化に課題を抱えるケースも多い。自らの感情を客観的に把握し、コントロールするためには、豊かな語彙が重要であることから、帯自立活動等の言語指導の充実に努める。

○幼児児童生徒のアンガーマネジメント・ストレスマネジメント

内面の怒りや納得できない感情を解消する方法を適宜、指導することで、他者に対する攻撃性を抑える効果が期待されると考え、それぞれの幼児児童生徒の実態に応じ、ソーシャルスキルトレーニングの学習を取り入れる。

○教育相談の充実

幼児児童生徒・保護者に対して定期的に行う教育相談はもとより、子供たちが日常的に自分の感情を表現することができる機会を作る。そのために学部を越えて全職員で相談を受けられるようにし、子供たちが自分の話しやすい職員にいつでも相談できる体制を作る。（状況に応じて、スクールカウンセラーへ繋いでいく。）

○幼児児童生徒の状況に応じ、重点目標を設定して行う組織的な指導

本校では小・中学部合同集会「ポジティブキッズタイム」（以下「ポジティブキッズタイム」という。）で、その時々の子供生徒の状況を踏まえた月間重点目標を提示し、児童生徒はそれに基づいて個人の目標を立てている。子供たちに伝えるべき重要な内容について、ポジティブキッズタイムで取り上げることで重点目標を意識した指導の徹底を図る。

○幼児児童生徒の自尊感情を高める活動

ポジティブキッズタイムで、部活動や様々な行事での頑張りや良い点をお互いに認め合えるよう、特に評価できる行動ができていた児童・生徒に「ポジティブキッズ賞」を授与し、児童生徒・職員の前で表彰する。

また、学校だよりでは、幼児児童生徒の頑張る姿を積極的に取り上げている。これらの活動を日常的に行い、他者から肯定的に評価されることで、幼児児童生徒の自己肯定感・自尊感情を高める。

○道徳教育・体験活動等の充実、ソーシャルスキルトレーニング等の活用

いじめの未然防止に関しての道徳教育は重要であり、学校の全体計画に沿って計画的に行う。加えて、幼児児童生徒に、実体験をとおして様々な感情や他者とのコミュニケーションを学ぶ場を積極的に設定するとともに、ソーシャルスキルトレーニング等を通して、他者との接し方を身に付けさせ、トラブル発生の可能性を減らす。

○他の障がいを併せ有する幼児児童生徒への理解

年齢や発達段階に応じて、発達障がいや性同一性障がい等、他の障がいを併せ有する幼児児童生徒の特性について保育・教科や道徳等を通じて理解することができるようにする。

○部活動に参加する生徒に対する指導

いじめのない環境で部活動を実施するために、更衣室の利用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問及び部活動指導員が指導を行う。

【職員に対する取組】

○なんでも話せる・相談できる職員集団づくり

いじめ未然防止等の取り組みにおいて重要なことは、問題をひとりで抱え込まないということである。問題が重大であればあるほど、全職員で情報を共有し、迅速に対応する必要がある。職員が日頃から、意見や情報を自由に交換する状況があれば、いじめを未然に防止できる可能性が高まる。そのことを踏まえ、普段から職員同士が何でも話せる、相談できる雰囲気づくりに努める。また、スクールカウンセラーによるコンサルテーションの場も活用することで、相談体制を整える。

○幼児児童生徒に関する情報の職員間での共有

職員が自らの所属学部を越え、本校の全ての幼児児童生徒の様子に気を配り、些細な異変も見逃さない意識をもって指導を行う。気になることや気付いた点があれば、速やかに担当者に伝えるとともに、校務用ネットワークパソコン内の所定の場所に記録していくことで情報を共有しやすくする。

○定期的な職員研修会の実施

- ・学校いじめ防止基本方針については、年度初めに全職員に周知する。
- ・新転任者を対象とした、本校の生徒指導に関する研修を行う。
- ・学校生活アンケートをもとに現状を把握し、いじめ問題に関する危機意識を高める。
- ・本校の幼児児童生徒の実態を考慮し、チェックリストについて検討を行う。
- ・未然防止、早期発見、早期対応についての対応を協議する。
- ・スクールカウンセラーの助言を受ける場を適宜設ける。

○授業研究

「分かる授業」「学び合う規範」「自己尊重」を基盤とした教育活動の取組を行う。(道徳教育及び特別活動の充実)

○他の障がいを併せ有する幼児児童生徒の特性への理解

発達障がいを含む、他の障がいを併せ有する幼児児童生徒の特性について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、情報共有する。また、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を当該幼児児童生徒のニーズや特性に合わせて行う。

【保護者・地域に対する取組】

○保護者との連携・サポート体制作り

学校での幼児児童生徒の状況を保護者に的確に伝えることは、保護者が自分の子供の状況を客観的に理解するうえで大変重要である。学校と保護者のコミュニケーションが密に行われることで、保護者の不安を減少させることができる。

そのためには学校職員と保護者が率直に意見交換のできる関係を築くことが必要である。

○地域への啓発活動と連携

本校の幼児児童生徒は久留米市だけでなく、他県を含む広い範囲から通学してきている。小学生になると、発達段階等に応じて公共の交通機関を使った自主通学も行っている。このような状況で子どもたちの安全を確保し、状況を把握するためには、地域との連携が不可欠である。現在も地域のコミュニティセンターや、近隣校、警察署、消防署などの関係機関等との連携を行っており、これを更に充実させていく。

○聴覚障がい理解・手話研修

幼児児童生徒及び保護者とのコミュニケーションスキルを身に付け、ろう文化の理解を図る。職員の手話研修を行い、職員の手話力向上を図る。

【全体】

○スマートフォンやインターネットを通じて行われるいじめに対する対策

本校幼児児童生徒は聴覚障がいを持っているため、保護者との連絡手段として携帯電話やスマートフォンを使用している。小学部までは、友人間でのメールは禁止しているものの、メールのやり取りが原因となったトラブルが過去、実際に起きている。近年はLINE等、様々なSNSが普及しており、その活用方法については、発達段階に応じて、毎年、スマートフォンの使用についての講習会を実施する等、より積極的に指導を行う必要がある。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であるため、職員・保護者・地域住民を含む、全ての大人が連携し、幼児児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくことが必要である。

本校の幼児児童生徒は聴覚障がいを持っており、そのコミュニケーションモードも様々であるため、互いに意思疎通がうまくできないがゆえのトラブルも起こりうる。

また、本校には幼稚部・小学部・中学部があり、各学級の人数は少ないものの、学年を越えた友人間の絆が強く、その関係も密接である。しかし、その固定化した関係が場合によっては人間関係の難しさにもなりうる。

このような本校の特殊性も踏まえた上で、いじめの早期発見に努めるようにする。

（2）いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、以下の措置を行う。

【毎日行うこと】

○幼児児童生徒の観察と記録

本校の職員は観察の機会も多く、担当する幼児児童生徒の実態や特性をよく理解しているが、例え些細な事案と思われても、きちんと記録し、職員間で情報を伝え合うことで、幼児児童生徒に対するセーフティーネットにつながる。

日常の学校生活の中で、幼児児童生徒に関して気付いたことはメモを取り、担任に連絡をする習慣付けを行う。

○「相談ポスト」の活用

保健室前に設置した「相談ポスト」について児童生徒・保護者への周知を図るとともに、毎日チェック・回収を行い、意見や悩み・課題の把握に努める。

○日記指導

児童生徒は、日記を書くことが習慣になっている。日本語の読み書き指導はもちろんであるが、教師がコメントを書くことで交流が深まると思われる。それらを通して児童生徒の近況や悩みを把握することに努める。

【随時行うこと】

○保護者との連携

他者とのコミュニケーションにおいては、お互いに「分かっているだろう」と思い込んでいることから、誤解が生じる場合がある。これは保護者とのコミュニケーションにおいても同じことである。

連絡帳などを用い、事実を客観的に伝え合い、保護者との信頼関係を構築する必要がある。その際、連絡はメールよりも電話、電話よりも直接会って話すことが好ましいが、どうしてもメールの使用が必要な場合は、誤解が生じない簡潔な表現に努めることが大切である。

【定期的に行うこと】

○家庭訪問や個人面談

年度初めの家庭訪問、学期末の保護者面談により、幼児児童生徒の状況を適切に把握し、内容によっては職員間で早急に共通理解を図る。

○児童生徒・保護者に対するアンケート調査や教育相談（学期毎）の実施

児童生徒には毎月、学校生活アンケート及び学期に1回いじめに特化したアンケートを、保護者に対しては、年に2回、いじめに関するアンケート調査を行い、その結果を職員が共有することで、些細な変化も見逃さない体制づくりを行う。

○スクールカウンセラーによるカウンセリング

「カウンセリング体験」として、小学部高学年児童・中学部生徒を対象に、自分のことを話すことができる機会を設定することでスクールカウンセラーに相談しやすい環境づくりを行う。

○いじめ防止等対策委員会での検討

いじめ防止等対策委員会は、何か事案が起こったときに活動をするものではなく、常に幼児児童生徒に関する最新の情報を把握しておくことが必要である。それらの情報等をもとに、スクールカウンセラー等の外部専門家と連携するなど迅速な対応を行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめがあると確認された場合は、発見した教職員が個人的に対応するのではなく、組織的に対応する。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ防止等対策委員会）において行う。その際は、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめを受けた幼児児童生徒やいじめを知らせてきた幼児児童生徒の安全確保を最優先し、慎重かつ迅速に対応する。

幼児児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の幼児児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。

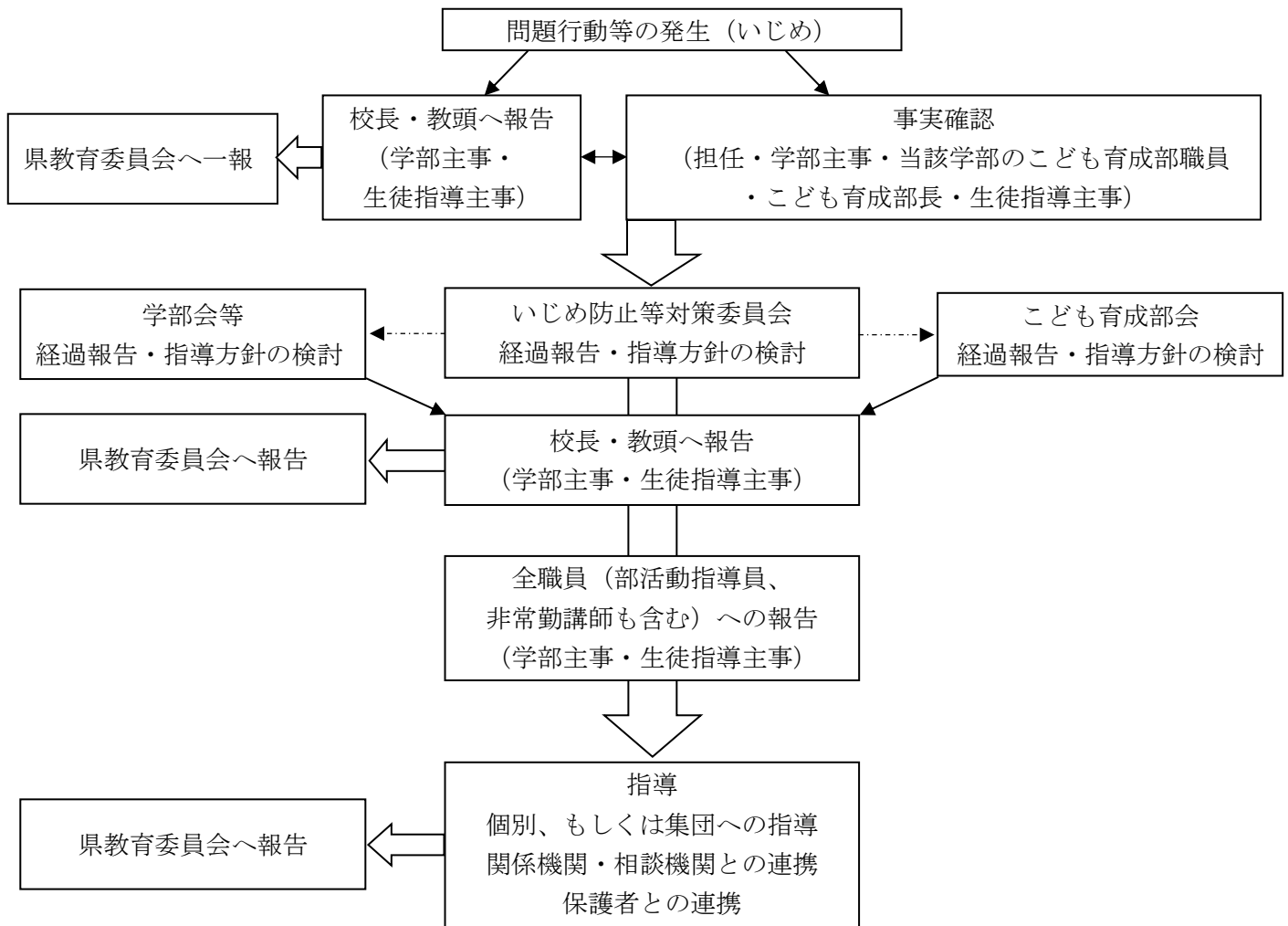
いじめを受けた側（被害者）といじめた側（加害者）という固定的な見方ではなく、関係する幼児児童生徒の置かれた状況、背景を含めて、慎重に調査を進め、第2次的な被害が発生することのないように留意する。これらのことは、インターネットやSNS等を利用したいじめにおいても同様である。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ及びいじめが疑われる事象を発見し、または通報を受けた職員は、直ちに管理職及びこども育成部の職員と連携を取り、組織的に対応する。また、部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様の対応を行う。対応のポイントは以下のとおりである。

- ・ 疑いのある事案を把握した段階で管理職から教育委員会へ電話（その後電子メール）で第一報
- ・ 管理職及び生徒指導主事への連絡（個人で対応しない）
- ・ いじめ事象に関わった幼児児童生徒の安全の確保
- ・ 情報収集と記録（必ず2人以上で行う）
- ・ いじめ防止等対策委員会の招集（対応方針の決定）
- ・ 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知

(問題行動発生時の指導・連絡体制)



(3) いじめられた幼児児童生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた幼児児童生徒から事情聴取する際、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝える。
- ② その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。(家庭訪問等)
- ③ いじめられた幼児児童生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。
- ④ 複数の教職員で当該幼児児童生徒の見守りなどを行い、安全を確保する。
- ⑤ 解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ⑥ 学校生活アンケート等で判明した情報は適切に保護者に提供する。

(4) いじめた幼児児童生徒又はその保護者への助言

- ① 事実関係の事情聴取を行う。
※必要に応じて、読み取り・記録者などの役割分担を行い、各学部や生徒指導部が対応する。
- ② 組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た後、連携して対応できるよう、保護者の協力を求める。
- ④ いじめた幼児児童生徒を指導するとともに、いじめの背景にある事情に目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報及びプライバシーには十分配慮する。
- ⑥ 一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然と対応する。
○教育上必要があると認めるときは、懲戒を加えることも考えられる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめの現場を見ていた幼児児童生徒に対して、誰かに知らせる勇気をもつことを伝える。
- ②いじめに同調していた幼児児童生徒に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを知らせる。
- ③いじめは絶対に許されない行為であるため、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ④加害幼児児童生徒による被害幼児児童生徒への謝罪で終わるのではなく、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出す関係を目指し、集団づくりを促す。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①インターネット上の不適切な書き込みを発見した際には、直ちに削除する措置をとる。
- ②早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施する。
- ③「保護者と学ぶ規範意識学習会」や情報モラル教育等とおして、保護者に対しても理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単なる謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害幼児児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット上のものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

イ) 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害幼児児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害幼児児童生徒及びその保護者に対し、心身的な苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）

校内いじめ防止等対策委員会において、上記2点が満たされたことを確認し、校長が解消したと判断した後、いじめ問題報告書（様式イ）で「最終報告」として速やかに特別支援教育課長に報告する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する幼児児童生徒の状況に至る要因が当該幼児児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける幼児児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・ 幼児児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、幼児児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋
児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとのとして報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態の発生と調査

基本的には、「4 (2) いじめの発見・通報を受けたとき」と同じ流れで対応するが、事態の重大性から、より一層慎重な対応が必要である。

- ① 県教育委員会を通じて、特に県知事への報告は迅速に行うとともに、外部への対応の窓口は、教頭に一本化する。
- ② 校長は、本校「いじめ防止等対策特別委員会」を招集し、以下3名の外部有識者の意見を踏まえて対応する。

- スクールカウンセラー（「弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する人として」）
- 旧職員（学校評議員より「当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない者（第三者）」として）
- 大学職員（学校評議員より「職能団体や大学、学校からの推薦等」として）

(2) 調査結果の提供及び報告

○ 県教育委員会・県知事へ

- ① 調査の主体は、学校を設置・管理する県教育委員会であり、どのような調査組織で行うかについて県教育委員会の判断を仰ぐ。状況によっては、学校が初期的な調査を行い、追加調査を県教育委員会が行う等、役割分担を図ることが求められる。
- ② 学校が調査の主体となる場合、その組織は「いじめ防止等対策特別委員会」を母体とし、事態の性質に応じて専門家を加えるなどの方法をとる。
- ③ 事実関係を明確にするために「いつ（いつ頃から）」「誰から」「どのような態様か」などの客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に迅速に報告する。
- ⑤ 調査結果については、追加情報があり次第、県教育委員会・県知事に迅速に報告する。

○ 幼児児童生徒、保護者に対して

- ① 学校は、いじめを受けた幼児児童生徒やその保護者に対して必要な情報を提供する責任があることを踏まえ、適時・適切な方法で説明し、経過報告することが望ましい。いじめに関係した幼児児童生徒に対しては、無用の不安や不信感を生み出すことのないように、安全の確保やプライバシーに十分な配慮をした上で、積極的に情報開示を行う。
- ② 関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ③ 調査結果については、今後の同種の事態防止策及び調査結果に対する保護者の所見と共に教育委員会・県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

- 「いじめ防止等対策委員会」 いじめ防止対策推進法 第22条に係る組織
- 「いじめ防止等対策特別委員会」 いじめ防止対策推進法 第28条に係る組織

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

名称：「いじめ防止等対策委員会」

- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- 問題行動の情報収集と記録及び共有
- 必要に応じた緊急会議の開催及び組織的対応の中核
- いじめ問題の重要性の理解啓発及び地域や保護者との連携・協力

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

名称：「いじめ防止等対策特別委員会」

- 重大事態に係る事実関係を明らかにするため、県教育委員会の指導の下、学校を主体とした調査が求められた場合、事実関係の調査を行う。
 - 因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
 - 調査結果を県教育委員会・県知事に速やかに報告する。
 - いじめを受けた幼児児童生徒及びその保護者に対する情報提供を適切に行う。
 - 調査結果を踏まえた必要な措置について検討し実行する。
- 第28条に係る調査のための組織の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保すること。

7 学校評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) 学校生活アンケートや保護者への学校評価アンケートを実施し「いじめ防止等対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 学校評価の中のいじめに関する項目は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応にいかに関組織的に取り組んだかを評価することとする。